

平成十五年政令第百五十九号

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十五年法律第十九号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付については、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十八条第二十三万四千二十二万九千三百項	百円	円
第八十二条第一六十万三千二百五十九万七千八百項後段	百円	円
第八十二条第三四百二十七万四千二百三十八千項第一号	六千六百円	百円
第八十二条第三二百六十四万二千六百一十一万七千項第二号	千四百円	六百円
第八十二条第三二百三十八万二千三百六十八千項第三号	九千九百円	四百円
第八十三条第三二十三万四千二十二万九千三百項	百円	円
第八十九条第三百六万九千五百九千五百百項	百円	円
第九十条	六十万三千二百五十九万七千八百百円	円
附則第十二条の乗じて得た金額に四の二第二項第額	乗じて得た金額	〇・九九一を乗じて得た金額

附則  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。